

KSK

川崎市障害者社会参加  
推進センター通信編集人 川崎市障害者社会参加推進センター  
所長 中込 義昌  
編集責任者 広報・啓発委員会  
委員長 澤藤 充教  
〒210-0834 川崎市大島 1-8-6  
川崎市南部身体障害者福祉会館内  
電話 044-246-6941  
FAX 044-246-6943  
E-mail zksk@nifty.com  
http://kawashinkyoo.org

## 平成 25 年度 障害者福祉講演会が開催されました

平成 25 年度障害者福祉講演会が川崎市・川崎市障害者社会参加推進センターの主催で、平成 26 年 2 月 22 日 (土)、川崎市福祉センター・5 階ホールにて、180 名超の参加のもと、「災害時の要援護者支援について」をテーマに、ドキュメンタリー映画の上映と行政・多摩区地域自立支援協議会から「災害に対する取り組み」に関する講演の 2 部構成で盛会に開催されました。この講演会は障害者福祉の啓発・普及および障害者の社会参加を推進する目的で実施されています。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災等を教訓に、大災害に対する防災対策や避難対策の必要性が高まっていますが、なかなか進んでいません。中でも要援護者に対する支援計画は、具体的な取り組みがほとんど進んでいませんでした。

社会福祉法人ともかわさき 川崎市育成会手をむすぶ親の会 結城真知子副会長による開会のことば、主催者の川崎市健康福祉局障害保健福祉部 萩原利昌部長、川崎市障害者社会参加推進センター 中込義昌所長の挨拶に続いて福祉講演会第 1 部に入りました。

第 1 部では、『「生命のことづけ」～死亡率 2 倍 障害のある人たちの 3.11～』と題したドキュメンタリー映画が上映されました。

この映画は、障害の当事者団体である日本障害フォーラム (JDF)、日本財団が制作した目で聞くテレビです。東日本大震災における障害者の死亡率が住民全体の 2 倍以上である (自治体・報道機関の調査による) との事実を踏まえ、被災した当事者、関係者の語りを大切に記録し、広く世界に伝えていくことを通じて、今後の復興や防災、地域社会づくりに提言していくことをめざしているものです。障害のある人の生死を分けたものは何だったのか、ようやく生き延びた人たちを待っていた過酷な現実、どうすれば人間としての尊厳を失わずに生き延びることができるのか、障害者に対する支援の在り方等、大きな問題を私たちに問いかけています。



(写真：障害者福祉講演会の様子)

第 2 部では、3 名の講師の方々による講演が行われました。

演題 1 「災害時要援護者避難支援制度の取り組みについて」

講師：川崎市総務局危機管理室

地域防災強化担当課長 柴田<sup>しばた</sup>一雄氏

演題 2 「災害時要援護者の支援について」

講師：川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉

課長 河合<sup>かわい</sup>潔氏

演題 3 「多摩区地域自立支援協議会・災害委員  
会の取り組みについて」

講師：多摩区地域自立支援協議会

牧田<sup>まきた</sup>奈保子氏

演題 1 「災害時要援護者避難支援制度の取り  
組みについて」

川崎市では、東日本大震災が発生する以前の平成 19 年 12 月から「災害時要援護者避難支援制度」を開始し地域住民の共助による要援護者の安否確認や避難誘導などの支援体制づくりを行っています。

初めに、支援制度の活動の流れをドラマ仕立てで紹介した DVD が放映され、平常時の活動、災害時の活動について自治会や自主防災組織などの支援組織の側に立った紹介がなされました。



(写真：演題 1 の講演の様子)

平常時では、登録者名簿の管理、初回訪問による状況把握などの災害時要援護者の把握や支援者の選定と役割分担、避難方法の検討などの支援体制の構築を行い、定期的な訪問などを通じて要援護者との関係構築に努めることなどが紹介されました。

災害時の活動の主な流れについては、風水害時と震災時の 2 つに分けて説明がなされました。

### 【風水害時の活動】

#### ①情報の入手

- ・防災行政無線・広報車
- ・メール配信システム
- ・テレビ放送・ラジオ放送など

#### ②要援護者への情報伝達等

- ・入手した災害情報等の伝達
- ・避難勧告等が発令された場合、避難支援が必要か確認など

#### ③要援護者の避難支援

- ・「避難勧告」等の発令後、避難支援が必要な方に避難所まで避難支援を実施

#### ④避難所等への状況報告

- ・避難所に避難できず、要援護者の自宅等にとどまった場合は、支援組織代表者や避難所等に状況を報告

### 【震災時の活動】

#### ①自身・家族の安全確認等

- ・周辺に大きな被害が出ていないかなどの状況確認
- ・津波警報等が発令された場合は、津波避難施設等に速やかに避難

#### ②要援護者の安否確認

[震度 5 強以上の場合]

要援護者の安否確認等を実施

[震度 5 弱以下の場合]

周囲の状況などを確認し、被害が出ている場合に安否確認等を実施

#### ③避難支援、救出・救助

[要援護者が無事だった場合]

建物倒壊や火災の延焼拡大などにより、避難指示等が発令されている場合は、避難支援へ協力

[要援護者の救出・救助が必要な場合]

- ・無理せず可能な範囲で対応
- ・近隣住民にも声かけするなど、協力して対応
- ・救助が困難な場合は、消防・警察に連絡

#### ④支援組織・避難所への安否報告

安否確認の結果は、支援組織や避難所等で

## 情報収集する

また、個人情報保護の観点から、名簿情報の流出や拡散がないよう地域の中で適切に管理し、この制度の目的以外には使用しないよう遵守することなどが紹介されています。



(写真：演題 2 の講演の様子)

## 演題 2 「災害時要援護者の支援について」

演題 1 危機管理室による「避難支援制度」についての講演をうけて、演題 2 の講演では、地域福祉課による、いわゆる「二次避難所」の事業について、現在の川崎市の取り組み内容等についてのお話をいただきました。

この二次避難所は、一般の避難所に対して、特別な福祉的配慮を要する方に避難していただく場所となっていることから「福祉避難所」とも呼ばれる場合があります。一般の避難所で一定の配慮をしても生活継続に支障をきたす場合に二次的な避難場所として、市内の社会福祉施設等で開設運営可能な施設を二次避難所と呼んでいます。

川崎市では、平成 19 年 3 月に、「川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱」を施行し、二次避難所となる施設については、市内の社会福祉施設を中心に、民間法人等とも協定を結ぶことによって現在、184 か所(うち直営 9 か所)あるそうです。

災害発生時の二次避難所の開設・運営の流れについては、パソコンのイメージ図をプロジェクターでスクリーンに映写して、図を動かしたり、矢印を表示したりしながらの説明がありました。

- ①災害発生時は、障害があるなしにかかわらず必要に応じ、まずは一般避難所へ避難する。
- ②同時に市役所から二次避難所(社会福祉施設等)に被災状況の確認を行います。
- ③区役所による一般避難所の状況把握が行われます。(二次避難所を必要とする方の把握…障害種別、人数等)
- ④各区役所から市役所へ二次避難所を必要とする方の人数や状態の報告がされます。
- ⑤市役所から二次避難所へ開設受け入れを要請します。
- ⑥要請に対して二次避難所から市役所に受け入れ回答を行います。
- ⑦市役所から区役所へ受け入れ可能な二次避難所施設の連絡を行います。
- ⑧区役所では、一般避難所にいる二次避難所を必要とする方を障害種別など個々の心身状況を勘案し、どなたをどの施設に避難していただくかをマッチングします。  
対象者を一般避難所から二次避難所へ移送します。

以上が二次避難所の開設運営の流れを簡単に説明したのですが、これはあくまでも障害者に絞って大きな流れを簡略化してしめたものですので、実際には障害者のほかに高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が二次避難所を必要とし、開設運営はもっと複雑なものになります。

川崎市では、二次避難所について、まだまだ検討が必要な項目も多くあり、今後も体制の整備に努めていく方針とのことです。

## 演題 3 「多摩区地域自立支援協議会・災害委員会の取り組みについて」

多摩区地域自立支援協議会・災害委員会の組織や災害時おたすけカードの紹介や説明がありました。

多摩区地域自立支援協議会は、多摩保健福祉センター、区内の基幹・地域相談支援センター、専門機関、養護学校、児童関係機関、日



中活動施設、社会福祉協議会、居宅支援事業所、地域活動支援センター及び当事者とその家族等で構成されていて、いくつかの委員会を設置して活動をしています。災害委員会はその中の一つで、東日本大震災をきっかけに災害時における自助、共助、公助について考える活動を行っています。



(写真：演題 3 の講演の様子)

当日の受付で資料として配布された「災害時おたすけカード」は、多摩区地域自立支援協議会が独自に考案したもので、B5 サイズの用紙(折り畳むと丁度障害者手帳に入る大きさになる)の両面にわたって、本人の基本情報や連絡先、世帯状況の他に協力者の連絡先、民生委員、町内会・自治会、避難所等の記入欄や非常持ち出し品のチェックリスト、障害種別ごとにその特性に応じて必要な物のリスト、かかりつけの病院、服用薬、保険証の種類・番号そして身体の状態、必要な支援、医療ケア、その他手伝ってほしいことの記入欄が、設けられています。講師 3 名による講演のあと、10 分間の休憩をはさんで質疑応答がなされました。

質問内容に応じ、3 名の講師の方が交代で質問に答えていました。質疑応答の時間を、予定より 5~6 分延長して終了しました。

最後に、特定非営利活動法人あやめ会の星野ノリ理事長による閉会の言葉があり、福祉講演会は閉会しました。



当日、参加者にご記入いただいたアンケートの中の感想などを一部ご紹介します。

○ドキュメンタリー映画について

- ・実際の生の声が聞けた。文章ではとても伝わらないと思った。(ヘルパー他、多数)
- ・災害時に於いて大事な情報と云うものが、障害者には圧倒的に届きにくいということがわかった。(民生委員)
- ・障害者が避難所で、理解されない、受け入れられない事にショックを感じた。(難聴)
- ・被災障害者の現実に、胸がつぶれる思いでした。(健常-障害者の家族)

○講演内容について

- ・(川崎市が)今やっている(避難支援の)取り組みの仕組みや流れがわかった。(弱視他)
- ・二次避難所の事を知りませんでした。実際に機能する仕組みを作ってほしい。(健常)
- ・おたすけカードはいいと思う。(全盲他)
- ・自治会や民生委員さんの活動状況がわかり、説明を受けて良かったです。(精神)

○参加した感想、その他

- ・災害はいつ起こるか分からない。今のうちに備えておけば役立つと思った。(難聴)
- ・自分たちが体験するかもしれないと思うと、他人事ではなく、とても参考になりました。(全盲、弱視)
- ・災害時に一般避難所に行かれるか自信がない。不安だ。(全盲)
- ・もう少し障害ごと(知的、精神)の当事者の話が聞きたかった。(健常)
- ・日頃から地域とのつながりが大切なんだと痛感した。(健常)
- ・地域住民の意識を高めることを始めないといけないと思います。(その他)
- ・町内会、自治会との連携が必要だと思うと同時に、町内会の幹部の人や自治会の人たちに、この支援制度がどれほど浸透しているのか？実態が分からないので少し不安。(健常)

(事務局)

## あやめ会公開講座に出席して

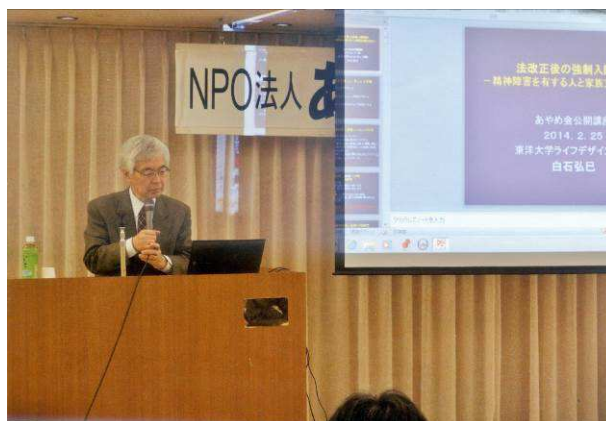
平成 26 年 2 月 25 日、「エポックなかはら」に於いて、白石弘巳氏（東洋大学ライフデザイン学部長、医学博士）による「法律改正後の強制入院制度」～精神障害を有する人と家族支援に向けて～の公開講座がありました。市政だよりも掲載され、100 人以上の参加者でした。講演が始まる 14 時頃は、前日迄の寒さは嘘のように、早春の暖かさを感じる日でした。

改正された精神保健福祉法の話に入る前に、今迄施行されてきた法の過程について、詳しいお話がありました。精神疾患によくみられる特徴、罹患したあとの対処、日常生活面と心理面との悪循環を踏まえたいうえでの強制入院制度について話されました。聞く方も全身耳にして伺いました。

改正前の強制入院制度と、入院患者の権利保障と、世界各国の精神保健法制度を知ったうえで、日本のこれまでの歴史について知りました。呉秀三氏くわしゅうぞう（1865 年 3 月生まれ 日本の医学者、精神科医）の思いが「精神病院法」制定につながったこと、精神病患者監護法の制定、1950 年の精神衛生法、1965 年の精神衛生法改正時の精神科医や家族の反対運動（ライシャワー事件に端を発し、これをきっかけとして家族会ができた。）、1968 年のクラーク勧告、その後も続く罹患者への人権侵害。クラーク勧告から 20 年遅れて、1987 年精神保健法の中で「福祉」という言葉がでてきたこと。最近の精神科医療の動き、国連原則からみた日本の課題、保護者制度の問題点、と現在の医療について話が進むにつれ、まさに今家族が背負っている悩みであり、会場の者、皆真剣な面持ちで先生の話に聞き入りました。

今迄の医療保護入院の問題点として、入院決定に曖昧さを残す、入院期間の長期化を阻止できない、ことが示されました。「検討チー

ム」の議論として、保護義務を次回改正で削除する、医療保護入院に相当する入院は存置する。この 2 点の実現の為に、地域精神保健福祉の実現に寄与する制度を創設する、と言われました。現行の保護者に関する規定はなくなる法とのこと。ここで医療保護入院改正へ 5 つの論点が示されました。



（写真：講演を行う白石先生）

白石先生の法改正に向けた視点が 7 つ話されました。1 から 7 まで、障害者と、その家族を支援することに徹した考えで、家族会の者として大変有難い内容です。先生が「検討チーム」で示された意見は、地域の相談援助者を決め、家族支援と本人支援を行わせる（支援を行った場合は、有報酬）、他 3 つの考えが資料の中に示されました。

今回の改正で病症の機能分化、家族負担の軽減、保護入院の見直し、精神科病院管理者に 3 点の義務づけ、精神医療審査会の見直し、がなされることを話されました。

法改正に携ってきた先生が、今後生じる可能性の問題点も示されました。「危機は好機に通じる」と最後に話された、「家族に頼らない精神科医療を構築するチャンス」が実践され、継続されていったら、いつも鉛を抱えているような日々を過している家族会の者達も、光を見いだせる思いです。

（あやめ会会員 K・H）



## 川崎市育成会手をむすぶ親の会

## 春の宿泊レクリエーション

平成 26 年 3 月 9 日(日)～10 日(月)、一泊で、みんなのHawaiians・宇久須(うぐす)温泉といちご狩りに、参加者 59 名(うちボランティア 2 名)で出かけました。



(写真：福祉バス「きぼう」号)

1 日目は、川崎市役所前～高津区役所前集合の組、武蔵小杉駅前～登戸駅前集合の組の 2 台の福祉バスは、海老名 SA で合流。第一の目的地まで、各車内はカラオケで大盛り上がりでした。

はじめの目的地、みんなのHawaiians では、伊豆の踊り子ロコガールズによるフラダンスショーの後、プア=花、ウア=雨の言葉を表現した踊りを体験しました。



(写真：左・ロコガールズ、右・フラダンス体験)

その後、土肥金山を見学、夕方早めに宿に到着。温泉入浴後は、宴会。ここでも参加者の、カラオケの美声が続き、最後は全員が輪になって踊り、会員同士交流を深めました。

2 日目は、ゆっくり目の出発。三島わさび工場へと向かう途中では、前日見ることができなかった富士山が、くっきり姿を表したその瞬間、車内には歓声がこだましていました。



(写真：左・車内からの富士山、右・わさび工場)

わさび工場では、工場内の辛さを体験できる「辛味体験トンネル」も併設されていて、期待どおり辛さを体験することができました。

伊豆フルーツパークでの昼食後、同施設でいちご狩り。満腹の喜びを味わいました。



(写真：伊豆フルーツパークでのいちご狩りの様子)



(写真：いちごは紅ほっぺ)

沼津で海産物などの買い物を済ませ帰路へ。心配していた渋滞もなく、予定どおり無事帰宅することができました。

会員相互の交流と親睦という目的を十二分に果たせた 1 泊 2 日のバス旅行でした。

(ともかわさき事務局分室・親の会担当 安達)

## 川崎市内の障害者作業所紹介 社会福祉法人ともかわさき「かざぐるま」

通所する利用者に対し、介護や余暇活動、日常生活面や作業等の支援を行い、社会参加と自立を促す事を目的に設置された施設です。

### 主な活動

#### ★下請け仕事

【ボールペン組立・「ぼど」のチラシはさみ・箱組み立て・タオルたたみ】

…仕事が多いのは嬉しいけれど、とても場所を取るので、廊下がクリーニング屋のようになっています。

#### ☆自主製品

【アメリカンフラワー・ストラップ・キーホルダー】

#### ★その他

【アルミ缶・古紙リサイクル】

#### ☆行事

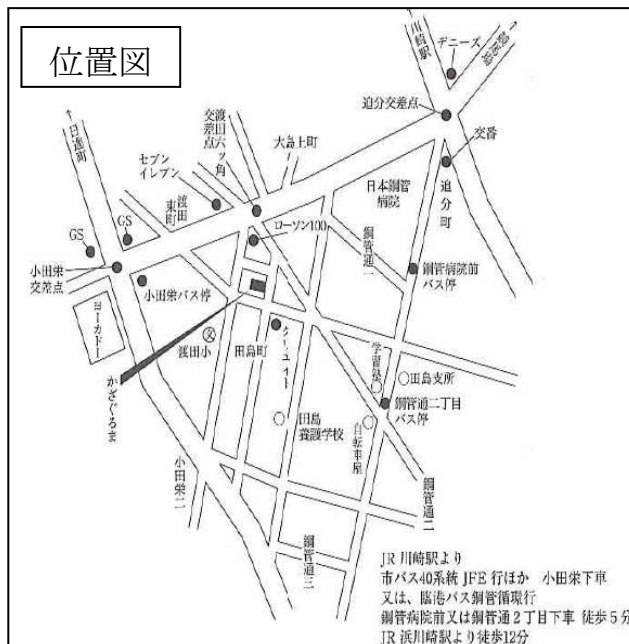
【クラブ・スポレク・調理会・個別外出・もちつき・お楽しみ会など】

…職員が身体を張ってエンターティナーに徹しています。

### 雰囲気

#### ★とても賑やか

…作業室では電話の音がよく聞こえません。



所在地 川崎市川崎区田島町 6-3

電話 044-322-7313

事業 生活介護

利用者 35 名

職員 14 名

延べ床面積 552.42 m<sup>2</sup>

開設 昭和 60 年 4 月 1 日

改築 平成 12 年 3 月 25 日

((社福)ともかわさきたより第 5 号より)

### 第 8 回ふれあい製品アゼリア展示即売会に出店しました！

平成 26 年 2 月 28 日 (金) 10 時から 18 時まで、川崎アゼリア・サンライト広場において、市内 30 の福祉施設が出店し開催されました。事業所紹介で取り上げた「かざぐるま」も出店しました。

冬のやわらかな陽ざしが差し込む明るい会場には、パン・クッキー・ケーキ、ビーズなどを使ったアクセサリ、エコバック・マット・Tシャツなど、一つひとつ心を込めてつくられた製品が所狭しと並びました。

この催しは、障害者の日頃の活動の PR と社会参画に繋げる場となるよう平成 20 年度から行われています。

多くの方々に作品を手にとっていただき身近に感じていただける機会となりました。



(写真：アメリカンフラワー・かざぐるまのブース)

## 肢体協ニュース 平成 25 年度文化祭

川崎市肢体障害者協会、平成 25 年度文化祭を中原区「とどろき会館」で 2 月 16 日(日)に開催しました。

前日の 15 日に降った大雪の影響で開催も危ぶまれましたが、当日は、快晴の為、予定通り決行しました。道路が交通渋滞等で、会場に辿り着くまで大変な思いも致しました。

カラオケ大会に出演する方は、時間までに何とか集合でき、主催者もひと安心致しました。キャンセルは一名だけで、18 名の方が一人 2 曲の歌を熱唱して会場を盛りあげてくれました。応援の方も雪の影響で、昨年より若干少なめでしたが熱心に応援してくれました。

年 1 回のカラオケ大会も各支部の会員交流と、親睦を兼ねての楽しい一日を過ごした文化祭でした。

(肢体協副会長 石山春平)



※障害者社会参加推進センターでは、本紙へ掲載する作業所の紹介記事を募集いたします。

○テーマ：「川崎市内の障害者作業所の紹介」

○原稿字数：20 字×40 行～80 行 程度

写真やイラストも可

○原稿締め切り：常時受付

○原稿ご送付方法：郵送・FAX・Email 等

先ずは、お問合せ下さい。

(詳細についてのお問い合わせ先)

川崎市障害者社会参加推進センター

(公益財団法人川崎市身体障害者協会内)

事務局 担当：澤邊 (さわべ)

〒210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6

TEL 044-246-6941 FAX 044-246-6943

Email sawabe@mbr.nifty.com

## 編集後記

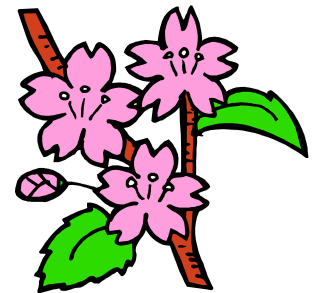
被爆二世、独学で音楽を学んだ全聾の天才作曲家と謳われた佐村河内守氏の作品が、実際には新垣隆氏というゴーストライターの手によるものだったという、衝撃的な事件が世間を賑わせている。

先日の会見では診断書が公開され、横浜市に障害者手帳を返還し、新垣氏を名誉棄損で訴えるとして「謝罪」はどこへ行った？と思うような内容だった。佐村河内氏は、作者でも全聾でもない巧妙なプロデューサーであったのである。

プロモーションという意味で、佐村河内氏の話題性が行き過ぎた。彼の障害や曲への背景を鵜呑みにして事実を検証せず彼を担ぎあげ称賛したマスコミの責任は大きいし、新垣氏も自身が作者である事実を、何故長年伏せていたのかも疑問が残る。何よりも広島の前爆被災者と東北の被災者をプロモーションの道具にしてしまったのはやりすぎだった。普通に聞こえる状態ではないのならば尚更、様々な境遇で生きづらい人々を道具にして、自らのプロモーションを加速させた罪は大きい。厳しい現実から彼の音楽で救われ、励まされた人々の心情を思うとやりきれない。

今後、聴覚障害者が過度な検査に負担を強いられる事を思うと心が痛む。

嘘なのか単純なミスなのか？食品の誤表示問題、再生医療に光を灯した STAP 細胞の論文撤回問題、いわゆる「性善説」に基づいて物事が考えられなくなってきているのが何よりも哀しい。



(編集委員 岩崎)

(頒価 100 円)